

平成 28 年熊本地震による国民健康保険・後期高齢者医療保険

一部負担金還付の手続きについて

この度の熊本地震により被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、平成 28 年熊本地震により被災された、国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で下記の免除の要件に該当され、すでに医療機関等に対して支払われた一部負担金について、還付申請を受け付けますので、必要書類等をお持ちのうえ、手続きされますようご案内申し上げます。

【免除の要件】

(1) 及び (2) に該当される方

- (1) 国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者
- (2) 平成 28 年熊本地震により、次の①～⑤のいずれかに該当される方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【申請場所】

中央庁舎住民課・砥用庁舎健康窓口課・東部出張所

【手続きに必要な書類】

1. 一部負担金還付申請書（申請場所窓口に備えてあります）
2. 医療費の領収書（支払証明書でも可）
※領収書を紛失されている場合は、医療機関へ再発行を依頼してください。
3. 還付対象者の被保険者証
4. 振込先の通帳（国保は世帯主名義の通帳・後期は被保険者名義の通帳）
5. 印鑑（スタンプ式不可）
6. り災証明書（写しでも可）

※一部負担金の還付申請は、受診月の翌月 10 日を過ぎてからされますようお願いいたします。

●一部負担金の還付の対象とならないもの

- ・平成 28 年 4 月 14 日の地震発生時刻前受診分の一部負担金
- ・入院時の食事代・部屋代（ベット代）
- ・はりきゅう、あんま、マッサージ、整骨院等の受診費用
- ・コルセット等の治療用装具代
- ・その他、保険診療外の費用

【問い合わせ先】 美里町役場 住民課 保険年金係 電話 46-2113